

(1) 本計画の位置づけ

- ◆「将来ビジョン・大阪」の「みどりの風を感じる大都市 オンリー1」の実現プランです。
- ◆大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境の保全等に関する施策の推進方向を体系的に示すとともに、多様性のある豊かな緑の創出に関する基本的な計画として策定するものです。
- ◆広域的観点からみどりの確保目標や配置計画及びみどりづくりの方策などを示し、今後の府におけるみどりづくりの推進施策の方向を明らかにするものです。
- ◆都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランに反映し、都市緑地法に基づく市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となるものです。

(2) 対象とするみどり

本計画における用語とその定義について、以下のように定義します。

みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

みどりの中で、担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるものを「緑地」とし、さらに「緑地」を施設緑地と地域制緑地に分類しています。

- 緑地
- 施設緑地：都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、府、市町村が土地を所有している緑地（借地等も含む）
 - 地域制緑地：森林、農地、交用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

その他の定義

- ・樹林・樹木による緑被率：樹林や樹木(地上部の一部が木質化している植物をいい、タケ類を含む)で被われた面積の割合（樹林・樹木の樹冠投影面積÷土地の面積）
- ・草地等を含む緑被率：上記「樹林・樹木による緑被率」に、草地等で被われた面積を足した面積の割合（（樹林・樹木の樹冠投影面積＋草地等による被覆面積）÷土地の面積）
- ・草地等：樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など

